

令和 8 年度自動車騒音常時監視面的評価業務委託 仕様書

I 総則

1 事業目的

五條市内の評価対象路線における自動車騒音の実態把握を行い、環境基準に基づく統一的な評価を行うため、常時監視を実施するものである。

2 準拠する法令等

本業務は、本特記仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法(平成5年法律第91号)
- (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- (3) 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)
- (4) 「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成23年9月14日付け環水大自発第110914001号)
- (5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成27年10月環境省)(以下「評価マニュアル」という。)
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアル(平成27年10月環境省)(以下「常監マニュアル」という。)
- (7) 自動車騒音常時監視結果報告要領(以下「報告要領」という。)
- (8) 面的評価支援システム操作マニュアル(以下「操作マニュアル」という。)
- (9) その他関係法令等

3 業務概要

環境省・水大気環境局が配布する面的評価支援マニュアルを使用し、評価マニュアル等に沿って評価対象路線の環境基準達成状況を把握する。

4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 6 日まで

5 貸与資料等

本業務の遂行に当たり、五條市(以下「甲」という。)は、本業務の受託者(以下「乙」という。)に以下の資料を貸与するものとする。

- (1) 令和 8 年度自動車騒音常時監視業務結果
- (2) その他業務遂行上必要と認められる資料

業務で使用する住宅地図(Z-map TOWNⅡ奈良県五條市 株式会社ゼンリン)については、本業務を受注後最新のものを受注者が購入し、成果品として市に提供すること。また、地図のライセンスは市に帰属するものとする。なお、面的評価システム一式(面的評価支援シス

テム、GISエンジン、パソコン）は貸与しない。

6 主任技術者

主任技術者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

乙は、本業務の目的を理解した上で、十分な知識、技術及び経験を有する主任技術者を定めて甲に届け出るものとする。なお、主任技術者に変更があったときも同様とする。

7 提出書類

乙は、甲に次の書類を提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者届
- (3) 実施計画書
- (4) 工程表
- (5) 完了届
- (6) その他必要書類

8 打合せ・疑義

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、乙は甲と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。その内容についてはその都度乙が全て議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 乙は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに甲と協議し、その指示に従うものとする。

9 関係官庁への手続等

- (1) 乙は、業務実施にあたっては、甲が行う関係官庁等への手続に協力するものとする。
- (2) 乙は、関係する官公庁との協議を必要とする場合又は協議を求められた場合は誠意を持って対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく甲に届けなければならない。

10 紛争回避

- (1) 乙は、業務実施のため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、甲と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 乙は、業務実施のため、植栽伐採、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ甲に報告するものとし、甲の指示をもって所有者又は管理者の承諾を得て、紛争の起こらないようにしなければならない。

11 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なく第三

者に譲渡、貸与及び公表してはならない。

12 成果品の提出

- (1) 乙は、次表の成果品を甲に提出し、検査を受けなければならない。
- (2) 乙は、甲が指示する場合には、委託期間中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。

名称	媒体	部数	備考
(1) 業務報告書	A4 紙	1 部	
(2) 環境省報告様式	A4 紙 CD-ROM	1 部	・ 環境省報告様式（様式 1-1～様式 3-2） ・ 位置図（騒音測定地点、評価区間） ・ 詳細図（騒音測定地点の平面図、横断図） ・ GIS データ ・ 実施計画（案）
(3) システムデータ	CD-ROM	1 部	・ MENTEKI_DATA 内全データ
(4) ゼンリン GIS 電子地図（面的評価業務向け）	CD-ROM	1 部	・ 「Z-map TOWN II 奈良県五條市」の最新バージョン（使用許諾を五條市に帰属させること）

13 成果品の検査

- (1) 乙は、甲の立会いのもと、以下の検査を受けるものとする。
 - ア 成果品の検査
 - イ 業務等管理状況の検査
- (2) 乙は、検査の結果又は成果品納品後に不備又は誤り等が発見された場合には、委託期間にかかわらず速やかに補修しなければならない。補修に際し費用が発生した場合、乙において全額負担するものとする。

14 守秘義務

乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

II 業務内容

1 基礎調査

別紙に示す評価対象区間に面する地域について、常監マニュアル第3章3.3に基づき、文献調査及び現地踏査により、

- ① 土地利用状況
- ② 道路交通情勢
- ③ 道路の構造 等

の把握を行い、評価区間の加除・分割・統合等の所要の見直しを行う。

2 面的評価

令和8年度に評価を行う区間（以下「R8 評価対象区間」という。）について以下の調査を実施する。

(1) 沿道状況の把握

ア 住居等の属性

常監マニュアル第3章3.4(1)に基づき、R8評価対象区間内に存在する住居等の属性（建物の位置、構造、戸数、環境基準の類型）を把握する。

具体的には、面的評価に使用する電子地図と比較して現況が著しく異なっていないかを現地踏査により確認し、状況が異なっている場合は、周辺の地形、建物用途、建物形状及び建物周辺の障害物の存在状況を把握・整理する。詳細は、甲と協議の上決定する。

また、環境基準の類型は、都市計画用途地域図及び環境基準類型指定地域図により把握することとする。

イ 残留騒音

R8評価対象区間について、常監マニュアル第3章3.4(1)に基づき、下表のとおり残留騒音を把握する。

残留騒音の調査方法	区間数
① 実測する方法	1 区間
② 近傍一般地域の LAeq を準用する方法	—
③ 環境基準で代用する方法	—

(2) 騒音発生強度の把握

R8評価対象区間について、常監マニュアル第3章3.4(2)に基づき、下表のとおり騒音発生強度を把握する。

騒音発生強度の把握方法	区間数
① 実測する方法	1 区間
② 推計する方法	—
③ 他の区間を準用する方法	—
④ 環境基準とみなす方法	—

(3) 騒音暴露状況の把握

ア R8評価対象区間の騒音暴露状況の把握

R8評価対象区間について、常監マニュアル第3章3.4(3)及び上記(2)の結果に基づき、騒音暴露状況の把握方法を整理し、甲と協議して決定する。その上で、R8評価対象区間内の全ての住居等について、常監マニュアル第3章3.4(3)に基づき、騒音暴露状況を把握する。

なお、面的評価支援システムでの作業にあたっては、使用するバージョンに対応した操作マニュアルに基づき適切に行うこと。

騒音暴露状況の把握方法	区間数
① 個別計算又は区間計算による方法	協議の上で決定
② 環境基準達成と見なす方法	協議の上で決定
③ 既知の面的評価結果等を準用する方法	協議の上で決定

イ 過年度評価結果の活用

過年度評価済み区間において、「1. 基礎調査」の結果、状況変化が認められた区間については、過年度評価結果の妥当性が失われている可能性があることから、甲と協議の上、必要に応じて報告から除外する。

また同様に、状況の変化が認められない区間については、操作マニュアル（別冊）「過年度データの活用方法」を参照して上記①とあわせて報告すること。なお、過年度評価済み区間とR8評価対象区間が交差する場合には、交差する街区について改めて推計を行い、過年度評価済み区間の「評価の実施年度」を令和8年度に変更して報告すること。

3 測定

R8評価対象区間のうち、2. (1) イ及び 2. (2) の「実測する方法」による区間において、常監マニュアル第3章3.4(2)及び第3章3.4(1)に基づき騒音測定を行う。

なお、天候の急変や、道路工事・工場等の高騒音作業により測定が困難と判断された場合などは、測定を中止し、甲と協議の上で再測定を行うこと。

(1) 事前準備

測定箇所は、現地踏査結果を踏まえ甲と協議の上で選定する。なお測定箇所は、概況が判別できるよう周辺の写真撮影を行い、台帳を整理する。

また、測定日や安全対策その他の詳細については、事前に計画書を作成し、甲と協議の上で決定する。

(2) 残留騒音の測定

2. (1) イで定める区間において残留騒音を把握するため、監視対象道路の背後地（道路騒音の影響を受けにくい地点）に騒音計を設置して、昼間・夜間の基準時間帯のうち各2観測時間（各観測時間の10分以上）測定する。

測定する項目は以下のとおりとする。

- ・昼間等価騒音レベル (L_{Aeq})
- ・夜間等価騒音レベル (L_{Aeq})

- ・時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- ・最大値 (L_{Amax})

(3) 騒音測定強度の測定

2. (2) で定める区間において騒音発生強度を把握するため、当該道路の交通騒音を把握できる位置に騒音計を設置して、24観測時間（各観測時間の10分間以上）測定する。

測定する項目は以下のとおりとする。

- ・昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 16h}$)
- ・夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 8h}$)
- ・時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- ・最大値 (L_{Amax})

なお、面的評価支援システムに入力できるよう、測定箇所の道路横断情報を現地踏査等により把握し、台帳に整理すること。

(4) 車種別交通量および车速の測定

2. (2) で定める区間において常監マニュアル第3章3. 4 (2) に基づき、上下別・車種別交通量（大型車、小型車、二輪車）、上下別・車種別平均走行速度（大型車、小型車）を測定する。

測定時間は、昼の基準時間帯で2観測時間とする。また、夜間の基準時間帯において環境基準を大幅に超過すると思われるような地点については、夜の基準時間帯について2観測時間観測する。

4 報告書の作成

評価方法及び評価結果等を取りまとめた報告書を作成すること。

5 環境省報告様式の作成

報告要領に従い、環境省報告用資料を作成する。

(1) 常時監視報告様式及び GIS フォーマットの作成

常時監視報告様式 (Excel)、位置図、詳細図（平面図・横断図）、及び GIS フォーマットのとりまとめを行う。

(2) 実施計画（案）の作成

評価結果等を考慮して、次年度以降の常時監視の頻度（以下「ローテーション」という。）等を検討し、甲と協議して実施計画（案）の見直しを行う。

成果として、評価路線の変更理由、基礎資料、選定結果、ローテーション（5年）等を分かりやすくとりまとめ、見直し後の路線図も作成する。

別紙 R8 評価対象区間

路線名	評価 区間 番号	車線数	始点	終点	路線延長 (k m)	基礎 調査	残留騒音の 把握方法	騒音発生強度 の把握方法	交通条件 の観測	面的 評価
一般国道 310 号	11820	2	釜窪町	須恵 1 丁目 1	1.1	○	実測	実測	○	○